大阪総合会計ニュ

大阪総合会計事務所

大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階 TEL 06 (6202) 9251 news@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹

それができないと青色申告の取り消

子データで送られてきたものについ

です。これまで紙に印刷して保存しておけば良かった請求書や領収証が、

よって免税事業者が取引から排除される、もしくは仕入税額控除でき

なくなる分単価が切り下げられるなどの恐れがあるという代物です。

もう1つは今年の1月から施行さ

れる予定であった電子帳簿保存法

をまったく顧みない法律です。

!実施できないと直前になって2年間猶予されることになりそうです

電子帳簿保存法については、このままで

しまでするという中小企業の実態

ては電子保存しなければならず、

こうした中小企業いじめともいうべき税制や税務行政に対しても実

2022年1月1日

経営理念

- 事務所は、中小企業経営の健全な発展と 多面的な要求の実現をめざします。
- 事務所は、納税者の権利擁護と、
- 税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。 事務所は、所員が学問の成果に学び
- 専門的知識を身につけることをめざします。
- 事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む 拠点となることをめざします。
- 事務所は、以上の課題を実現するため 多くの人々との協力をひろげます。



北浜の歴史シリーズ **第9回**

(重要文化財)

大阪市中央公会堂は、「北浜の風雲児」と呼ばれた株式仲買人の岩本栄之助の寄付100万円に よって、1911年 (明治44年) 中央公会堂建築事務所が設立され、1918年 (大正7年) 11月に完 成しました。ルネッサンス様式を基調にした赤レンガ造りで、地上3階、地下1階建てです。 老朽化が進んでいましたが、保存・再生工事が行われ、2002年(平成14年)には大阪市のシン ボルとして生まれ変わりました。

ひるがえって、

ていることを実感しています。ところ

が、それに追い打ちをかけるよう 影響で相当厳しい経営を強いられ を見ると、一部を除き売上高の減

新型コロナウイルス禍の 関与先の経営状況

な税制改正が行われています。その1つが消費税のインボイス制度の導

いますが、このインボイス制度、免税

昨年10月1日から適格請求

得意先は消費税の仕入税額控

除が行えなくなります。このことに 事業者はインボイスの発行ができな 書発行事業者の登録申請が始まっ

脇知慶が税理士登録

し予断を許さない状況は続いています

関与先の皆さま方の経営支援

に取り組んでいきたいと考えています。 ^。今年1年、感染予防対策に万全を 今ですが、またまたオミクロン株が出

感染状況は落ち着きを見せている昨

止や反対の意見表明を行っていき

たいと考えています。

ました。

若手ですが、合格まで10年の歳月を要しており税法の知識も豊富です。 にしているところですので、 事務所の門脇知慶が税理士試験に 本人も関与先の皆さま方のお役に立てるよう精進すると決意を新た 、税理士としての業務を始めていま 層のご指 す。門脇は当事務所では3年目の 合格し、昨年12月税理士登録を終 導、ご鞭撻を賜りますようよろし

インボイス制度、電子 帳簿保存法は廃止を

竹内克龍

新年あけましておめでとうございま

務をこなしていましたが、 ムとしての在宅勤務はこの上ない経験 対応していくことだと改めて学んだ きく変化しました。昔は風呂敷残 年を振り返ってみると、 各種給付金・助成金の申請 うの実施、 オンラインによる会議や関与先との打ち合わせなど、 事務所の将来のあり方を考えるうえでシステ 引き続 1年でした。 となり、企業経営とは環境の変化 業といって仕事を家に持ち帰って業 文援業務に追われ、業務形態も、 く新型コロナウイルスの感染拡大に

:費税の今後と対策を考える

税理士

請

2

(記載事項)

図 2

○下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

○一般消費者に対して販売などを行う小売業、飲食店業、タクシー業などに係る 取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

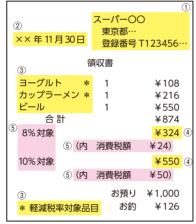
適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称 及び<mark>登録番号</mark>
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名 又は名称



適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称 及び<mark>登録番号</mark>
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※ 又は適用税率



⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、1つの適格請求書につき、税率ごとに 1回ずつとなります。

要件のチェックのみで問題ありません。

次は申請時に免税事業者で、インボイス

す

が、免税事業者の欄は記載不要です。登

業者と登録要件の確認欄があります

ためには課税事業者選択届出書を提出 書の提出は不要です(図6参照) る必要があります。しかし、令和5年10月 開始と同時に課税事業者になるパターンで ることができます。課税事業者選択届 す。本来免税事業者が課税事業者になる 年9月30日までは免税事業者のまま 業者になることを選択した場合、令和 その際の記載内容ですが、図7の赤枠で 申請書の提出をもって課税事業者にな 度開始にあわせて免税から課税

図 1

売上の消費税

П 仕入の消費税 Ш 売上の消費税と 仕入の消費税を 相殺し、

差額を納付

ついては次の章で詳しく紹介したいと思い

ま納めることになります。

に係る消費税から仕入に係る消費税を控 なことを言えば今まで図 1 のように売上

登録申請を行い、適格請求書発行事業者 登録番号は非常に重要で、これがなければ 除して納付していたのが、適格請求書がな になる必要があります。この申請手続きに 適格請求書を発行することができません。 れば控除できず、売上の消費税をそのま この番号の取得には、所轄の税務署長に 図2は適格請求書の様式です。中でも

仕入税額控除を行うことができず、

極端

請求書といいます。今後はこれでなければ

を満たした請求書であり、正

式には適格

いきましょう。インボイスとは、一定の要件

まずインボイスとは何かをおさらいして

1

ボ

1

スとは

登 録申請の期間は、 登 録 申 請 、原則、 手

続

は令和5年9月30日)で、令和5年10月1年10月1日から令和5年3月31日(特例 \mathbb{H} 10月1日 からインボイス制度がスター から令和 5年3月31日(特例 図3の令和 します

登録申請のスケジュール **令和5年10月1日** から 登録を受けるためには、原則として 令和5年 登録申請手続は 3月31日 令和3年 10月1日 までに登録申請手続を 行う必要があります から可能です 令和3年 令和5年 令和5年 10月1日 3月31日 10月1日

登録申請の 受付開始

適格請求書等 保存方式の開始

図5 本制度問わず、課税事業者の場合

図 3



図 4



を入れます。

記入し、下段は今現在の課税区分にチェック 段に住所や氏名などの申請者の基本情報を 登録申請書は2枚あり、図4が1枚目で上

その登録申請の際に必要になるのが「適格

求書発行事業者の登録申請書」です。

者か免税事業者かで内容が異なってきま

図5が2枚目になり、今現在課税事業

この登録申請書を提出することで 令和5年10月1日より課税事業者になる場合

まず、すでに課税事業者の場合です。免税 すので、それぞれのパターンで紹介します。

国内事業者用 適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉) 消費税罪校事業者 (議状) 届出書を提出し、納税義務の免除 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受 ようとする事業者 この申請者を提出する時点において、免疫事業者であっても、「免疫事業 の確認、無のいずれなの事業者で持ちてみ味らけ、「けい」を選択してくだ。 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) 0 m 0 m その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過し います。 O 80 - O 14

業者で、インボイス開始と

最後は申請時に免税事

項を記載していただき、下毀は記載下長で、囲っている免税事業者欄の上段に必要事

本来は適用期間の開始日前日までに提出 書にも提出期限の特例が設けられました。 これにあわせて簡易課税制度選択届 出

録要件欄にチェックを入れていただいて完 す。あとは課税事業者のときと同様に、登

税馬

まれている免税事業者欄の下段に課

業者になる課税期間開始の日の初日

を記載してください。あとの流れは同じで、

登録要件のチェックを入れて完成です。

要期間 課税 このパターンでの記載内容は、図9で赤枠 の開始の あります(図8参照)。 事業者選 の前日までに提出する必

択届出書を、適用を受ける とができません。あわせて では課税事業者になるこ ならないパターンです。こ 場合、申請書の提出のみ ?時には課税事業者には

今回の特 ます。 間 !例では、適用

ば、簡易課税が選択でき する必要がありました。 の末日までに提出すれ 期

図6 免税事業者の登録申請手続

令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です(経過措置)。

○登録を受けるために登録申請手続を行います。この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

例1:個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合 令和5年12月期 令和4年12月期 〉 令和 6 年 12 月期 登録日以降は課税事業者となるため 登録日

(原則として令和5年3月31日) (令和5年10月1日) 消費税の申告が必要 免税事業者 適格請求書発行事業者(課税事業者)

国内事業者用

「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択

起算して1ヵ月前の日までに登録申請手続を行う必要があります ※原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の 翌課税期間から課税事業者となります。

個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる 課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

登録申請手続を令和 5 年 11月30日※までに行う。 ※課税事業者となる課税期間の初日(令和6年1月1日)の前日 (令和5年12月31日)から起算して1ヵ月前の日

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

匹 最後に

自由な商取引も侵害されるばかりか、廃 する制度といえます。今までの事業者間の 強制的に課税事業者にして消費税を徴収 上の選択権を与えていますが、実際は半ば インボイス制度は、免税事業者にも形式

> えることも予想されます。 業せざるを得ない小規模零細事業者が増

とすることが大変重要になってくると思わ ようにするためにも、今夏の参院選で争点 このような制度がこのまま適用されない

電 限やつておくべきこと 簿保存法開始

税理士 門脇 知慶

(※消費税課税事業者選択届出書の提出者のみ)

図 9 以降から課税事業者を選択する場合経過措置を利用せず、令和5年10月1日

図 8

インボイス登録 是非を考える **(7)**

インボイスを登録すべきです。登録するこ 適用されたことを前提に考えていきたいと まずはすでに課税事業者の場合、これは この章では現状のインボイスがそのまま

除ができず、顧客側の事業者が仕入に係 られます。顧客が事業者の場合、売上先は る消費税を結果的に免税事業者に代わっ 登録事業者以外からの仕入は仕入税額控 業者か一般消費者かで変わってくると考え おり仕入税額控除を行うためにも登録し とのデメリットもありませんし、今までど 次に免税事業者ですが、これは顧客が事

業者として消費税を納めるかの選択になっ と結局消費税分売上を下げるか、課税事 た消費税分の値引き要求です。こうなる これで予想されるのが、代わりに負担し て負担することになります。

の例題のように消費税の負担も少なくな は、課税事業者を選択し、同時に簡易課税 を適用します。簡易課税は原則に比べ、次 てくると考えられます。 るケースが多く、計算方法も実額ではなく この状況で負担を少しでも軽減するに

> 入率を乗じるだけなので、事務負担も軽 売上金額をもとに業種に応じたみなし仕 減されます。

例:年間売上ファロ万円の個人の卸売業者で、 年間の課税仕入が550万円の場合の

簡易課税:フ万円 原則課税:20万円

次に顧客が一般消費者の免税事業者は、

で、相手が登録事業者かどうかは重要に 額控除できないという点です。一般消費者 は登録事業者以外からの仕入では仕入税 にとって仕入税額控除は関係ありませんの インボイスの登録は特に急ぐ必要はなく、 静観しても問題ありません。 理由としては、インボイスの一番の特徴

事業者は登録せずにしばらく傍観しま 税制度の選択、顧客が一般消費者の免税 事業者の免税事業者は登録し、かつ簡易課 まとめると、課税事業者は登録、顧客が

降から始まる電子帳簿保存法についてお つづけて、今話題の令和4年1月1日以

の紙の保存だけではなく追加で電子の保存 いされているのは、紙の保存が禁止されてい も要求されているのがこの法律になります。 れているのではなく、イメージとしては今まで ると思っていることです。紙の保存が禁止さ 電子帳簿保存法で、みなさんがよく勘違

消される可能性もあります。 行っていなければ、青色申告の承認が取り ばいけないことが2点あります。これを この電子保存で最低限やっておかなけれ

①いつでも検索可能な状態に しておくこと

②データの改ざんなどが しておくこと できないことを証明できるように

ます。 では具体的に何をすればいいのか紹介し

通りあります。 検索要件の具体的なやり方としては二

に請求書、注文書、領収書などを記載した 付、金額、取引先の3点と、加えて備考欄 どで検索可能な表をつくり、その表に日 エクセルの表機能を活用しフィルターな

ていますので安心してください。 態に合わせた十分実行可能な内容になっ だく方法は、これとは違い、中小企業の実 発すると思われます。次に紹介させていた うことが想定されるため、人為的ミスも多 うまでもありませんが、すべて手作業で行 この方法では、事務負担が増えるのは言

2 ファイルでの管理

れる方法です。 ファイルを作成し、そこに請求書などを入 日付、取引先、金額のタイトルをつけた

この方法ですと、先ほどとは違い、日付、

保存に加えてこのファイルでの管理も追加 の、いわゆる消費税の免税事業者に該当す 準期間の課税売上高が1000万円以下 でやっていただくことになります。また、基 令和4年1月1日以降からは、今までの

(1) エクセルなどでの管理

ものを書類ごとに作成する方法です。

取引先、金額のタイトルをつけたファイル 小企業でも実行可能な内容になっていま を作成するだけで事務負担も少なく、中

ましょう。 りました。

す。

る事業者はこの検索要件は免除されま

改ざん不可の証明

うちいずれか1つを選択していただくこと 法としては以下の3つの方法があり、その になります。 改ざんできないことの具体的な証明方

- タイムスタンプの付与
- 改ざん不可なシステムの導入
- 事務処理規定の作成と告知・運用

このタイムスタンプの導入には多額のコスト でして導入するメリットはないかと思われ 制上優遇があるわけでもないため、そこま がかかるうえに、導入したからといって税 で付与する方法が❶の方法になりますが、 んがないことを証明する技術になります。 データが存在していたこと、それ以降改ざ なもので、スタンプを付与した時刻にその このスタンプを取引先か、もしくは自社 タイムスタンプとは電子での印鑑のよう

リットがなく、③がコストのかからない方法 ます。 になってきます。 同様の理由で②のシステムの導入もメ

にすでにフォーマットがあるので、それをそ のまま利用していただければ大丈夫です。 この事務処理規定は国税庁ホームページ

2年の猶予期間

の猶予期間が設けられることがほぼ決ま た電子帳簿保存法は、最後の最後に2年 令和4年1月1日から始まる予定だっ

中にできるところから少しずつ進めていき せてきているともいえます。この猶予期間 2年の猶予は電子インボイスの実施にあわ ひとまず安心といったところですが、この

あと1つ

竹内 克謹

とをと思い、高校生の一時期に夢 そこそこ時間がかかります。残 すが、どんなことでも一定レベル 年。ゴルフは始めてから十数年で うこと。野球(今はソフトボー ました。まだまだ初心者ですが 中になっていた囲碁の勉強を始め りの人生であと1つモノになるこ ですが)は小学校4年生から お相手していただければ幸いです。 に達するまでには5年、 かを始めるならば今しかないとい **還暦を過ぎて思ったことは、何** 10 年 と

私の初夢

西岡 英利

ないのか』を観た。私も高松出身 初当選以後の政治活動を撮った ていた。こんな誠実な政治家が なので、小川淳也には関心を持つ 映画『なぜ君は総理大臣になれ るのかと感動した。 昨年夏、立憲民主の小川淳也の

社民の連合政権をつくり、小川淳也 では前回より勝利したのに、共産 策で共闘しただけだが、まるで社 結果。以後、テレビ、新聞は立憲 を首相にすることを夢見ている。 る。私は、立憲民主、共産、れいわ、 も連合と党内右派に気を使ってい との共闘を見直すという。小川 言わない)と組んだからだという。 民主の敗北は共産(野党共闘とは 圧勝、維新の躍進という予想外の 持を頼んだ。全国的には自公の 私も高松の友人たちに小川の支 デマ宣伝。立憲民主も小選挙区 会主義政権ができるかのような 市民連合が取りまとめた共通 12年ぶりに小選挙区で圧勝した。 10月の総選挙。小川は香川一区で

コロナの功



谷田 一久義

ります。 頼できる政党が明瞭にならなかっ 選挙。だめな政党はわかるが、信 親しみを感じさせたら勝ちでは困 た結果でしょうか。テレビ出演で 低投票率だった昨年の衆議院

ういう心理でいただろうか。 うに戦争に突入していったか、 民はどんな情報を与えられ、 読み返しました。日本がどのよ 出てくるように思います。 半藤一利さんの「昭和史」 ど

戦争につながりかねない主張が 道を歩まないよう、残忍で無益 繰り返されています。いつか来た なることを望みます。 な戦争を回避する議論が活発に 早速、中国問題を取り上げ

コロナな今年を 振り返る



門脇 知慶

みなさんもこの1年はコロナ関連 いていた1年のように感じました。 ないでしょうか? でずいぶんと振り回されたのでは 今年はコロナを中心に世界が動

乱されてはいけないということを 日酔いをしてしまい、気づけば風呂 と晩酌をしていたら相当ひどい二 も大型連休は出るに出られず、仕 なぜかくる修正依頼。私生活で 方ないので日の高いうちから家族 した。記載どおりに申請しても た。仕事においてはやはり給付金、 生活面の両方の予定が乱れまし 補助金の申請には振り回されま 私もコロナのおかげで仕事面 不測の事態にあっても心までは 連休は二日酔いで閉じました。

昨年を振り返って

ないところも多く、

毎回引き継

身をもって学んだ1年になりました。

了できました。今はまだ慣れてい

いと思います。

確にこなしていけるようになりた なっていくので、なるべく早く正 数件引き継ぎしました。少し駆 所員がおり、その方のお仕事を

これから確定申告もあり忙しく

管理しやすくなった気がします。 ましたが、その分スケジュールを 続いています。日々の業務は増え ぎ資料を確認しながらの業務が

昨年は10月に産休に入られた

茶橋 綾子

け足気味ではありましたが、な

んとか主な業務の引き継ぎは完

昨年と今年





できていません。ちょっとというよ りかなり焦っています。すべて紙の 帳簿保存法改正への対応が必要 請求書に戻してほしい……、逆行 になってきました。 実はまだ何も するようですがそれが本音です。

急に取り組みたいと思います。 務を増やせるのかな、いや無理 かな……などと考えながら、 これを乗り切ったら、在宅勤

いなか、少しずつでも前に進めて

ました。昨年は知識も経験もな 毎日寒さに震える季節になってい うな気がしますが、気がつけば

> 時期を乗り切り、食事、睡眠、 期はしつかり健康管理をしてこの 謝の1年でした。これからの繁忙 ましたが、今日まで護られて感

な1年を過ごしたいと思います。 運動に気をつけて、心身ともに健康

皆様も良い1年でありますよ

つい先日まで暑いと言っていたよ

松本倫幸

昨年は体調を崩し不調が続き

澤村 まち子

いるのかなと思う1年でした。

減り、余計密じゃん!と思いな 減らせないなか、電車の本数が

がら出勤していました。

そうこうしているうちに電子

なりましたが、紙ベースで業務を

総務も在宅勤務できる体制に

築山 宣子

行っているためなかなか出勤数を







増田 紗知子

ネットでの買い物が増加しまし れなせいか、なかなか新しい出会 る一方、ネットで探すことに不慣 電子書籍もあり手軽に購入でき た。最も増えたのが書籍です いがありません。 コロナ禍からの延長でインター

今年は原点に戻り、 読み、お気に入りの1冊を探す。 冉開します。 ゆったりと装丁を見、文章を 書店巡りを





山本 賢志朗

申告の一連の流れを経験し、とて が今年もよろしくお願い致しま はまだ不勉強なことも多いです 誰よりも勉強することです。 とは法人税法に合格するために ような人間になることです。 少しでも早く皆様に感謝される だったと思います。今年の抱負は も成長できたと実感できる1年 昨年を振り返ると、手続きや あ

今年の抱負

毎日が新鮮

る気がするので、今年に限らず

年々1年の経過が早くなってい



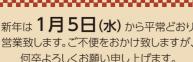
西尾 卓真

はじめまして。西尾卓真と申

の業界に進みたいと思い、昨年の 職業を知りました。そして、こ 格勉強や税務の知識を身に着け て相談していただける人間になり 11月にこの事務所に入社しました。 が、起業・経営に興味を持ち、 ように努力したいです。 それをサポートする税理士という て、一日でも早く一人前になれる たいと考えております。まずは資 します。ITを専攻していました 将来は、どんなことでも安心し

ますが、何卒よろしくお願い致 至らない点も多いかと思わ





冬期休暇のお知らせ

何卒よろしくお願い申し上げます。

休暇とさせていただきます